

城西国際大学学友会規約

第1章 総則

(総則)

第1条 城西国際大学学友会（以下「本会」という。）は、城西国際大学（以下「本学」という。）千葉東金キャンパス内に本部を置く。

(構成)

第2条 本会は、次の各号に掲げる会員により構成する。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(正会員)

第3条 正会員は、本学の学部学生並びに学長及び副学長とする。

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、本学の大学院生、交換留学生及び別科生並びに本学の教育職員及び事務職員とする。

(役割)

第5条 本会における賛助会員の地位は、本会の健全かつ円滑な運営のための助言者又は協力者とする。

(目的)

第6条 本会は、会員相互の自主的な活動により、学術、文化及び体育の向上を図るとともに、会員相互の人格の高揚を目指し、もって本学の発展に資することを目的とする。

(機関)

第7条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる運営機関を置く。

- (1) 学友会連絡協議会
- (2) 学友委員会

2 前項に規定する学友会連絡協議会及び学友委員会に係る規約は、別にこれを定める。

第2章 役員

(会長及び副会長)

第8条 会長は学長とし、本会の会務を総括する。

2 副会長は副学長とし、会長を補佐する。会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第3章 会計

(会計)

第9条 本会の経費は、正会員の納入する会費、援助金、父母後援会助成金、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 諸団体への配付は、学友会連絡協議会の合意により決定する。

3 正会員の会費は、年額5,000円とする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第4章 規約改正

(改正)

第11条 本会規約の改正は、学友会連絡協議会において審議する。

2 前項の審議は、学友会連絡協議会構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。

3 前項の決議において可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 本会規約の改正が成立したときは、当該成立から1か月以内に、学生掲示板又はJ I Uポータル等に改正内容を掲示し、公表する。

城西国際大学学友会連絡協議会規約

第1章 総則

(総則)

第1条 本規約は、城西国際大学学友会（以下「学友会」という。）規約第7条第2項に基づき、城西国際大学学友会連絡協議会（以下「本協議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本協議会は、城西国際大学千葉東金キャンパス内に本部を置く。

(目的)

第3条 本協議会は、学友会の運営を円滑に行い、その健全な発展に寄与することを目的とする。

第2章 会員

(構成)

第4条 本協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学友会会長
- (2) 学友会副会長
- (3) 学友委員会会長
- (4) 学生支援担当部長
- (5) 学生支援委員会委員長
- (6) 学生サービス担当課長

第3章 協議

(協議)

第5条 本協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、承認する。

- (1) 学友委員会役員の承認
- (2) 学友会予算の調整
- (3) 学友会規約並びに学友会に属する運営機関の規約の改正
- (4) 学友会所属団体の承認
- (5) 学友会運営に必要な事項

(議長)

第6条 本協議会の議長は学生支援担当部長とする。

2 議長に事故があるときは、学生支援委員会委員長又は学生サービス担当課長がその職務を代理する。

(開催及び議決)

第7条 本協議会は、学友会会長が招集する。

2 会長が必要を認めた時、又は本協議会委員の3分の1以上が議題を示して開催を請求したときは、会長は2週間以内に臨時の学友会連絡協議会を招集しなければならない。

3 本協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任による出席は認めない。

4 本協議会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

城西国際大学学友委員会規約

第1章 総則

(総則)

第1条 本規約は、城西国際大学学友会（以下「学友会」という。）規約第7条第2項に基づき、城西国際大学学友委員会（以下「本会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本会は、城西国際大学千葉東金キャンパス内に本部を置く。

(構成)

第3条 本会は、城西国際大学学友会正会員のうち、第5条に規定する運営機関の代表者をもって構成する。

(目的)

第4条 本会は、学友会規約第6条に掲げる学友会の目的を達成するため、学友会の運営を円滑に行うことを目的とする。

(運営機関)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる運営機関を置く。

(1) 大学祭実行委員会

(2) 吹奏楽団

2 前項に規定する運営機関の構成員は、原則として学部学生とする。

3 第1項に規定する運営機関に係る規約は、別に定める。

4 本会において運営上必要と認めるときは、新たに運営機関を設置することができる。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会の役員は、次の各号に定めるところによる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(会長及び副会長)

第7条 会長は、本会を総括し、その会務を管理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 役員任期は1学年とする。ただし、再任を妨げない。

4 本会に顧問を置き、学生サービス担当課長をもって充てる。

第3章 協議

(協議事項)

第8条 本会は、次の各号に掲げる事項について審議し、承認する。

(1) 役員推薦

(2) 次年度予算案の作成

(3) その他学友委員会の運営に必要な事項